

現場代理人及び技術者その他工事現場に設置する者等の取扱いについて (令和7年7月)

近年の建設業を取り巻く状況（工事費の高騰、担い手不足及び施工体制合理化の必要性等）を踏まえ、公社が発注する建設工事に係る「現場代理人及び技術者その他工事現場に設置する者等の取扱い」について、専任の合理化等（関係規程等の改正を含む。）を行います。

1 主な改正内容

- (1) 「現場代理人及び技術者その他工事現場に設置する者等の取扱いについて」を制定
(※「現場代理人の兼任に関する取扱いについて（平成28年6月27日理事長決裁）」の全部改正)

- (2) 現場代理人の兼任を認める公社発注工事の拡大（金額要件の緩和等）

【現 行】

1件あたりの請負代金額が4,000万円未満
(建築一式工事にあつては8,000万円未満)

【改正後】

1件あたりの請負代金額が4,500万円未満
(建築一式工事にあつては9,000万円未満)

- (3) 主任技術者・監理技術者の専任での配置義務の緩和（金額要件の緩和、兼任可能件数の引き上げ等）

【現 行】

主任技術者又は監理技術者の専任を要する
請負代金額は4,000万円以上（建築一式工
事にあつては8,000万円以上）

※ 特定共同企業体による場合
主任技術者を兼任で配置することができる
出資金額は4,000万円未満（建築一式工
事にあつては8,000万円未満）

【改正後】

主任技術者又は監理技術者の専任を要する
請負代金額は4,500万円以上（建築一式工
事にあつては9,000万円以上）

※ 特定共同企業体による場合
主任技術者を兼任で配置することができる
出資金額は4,500万円未満（建築一式工
事にあつては9,000万円未満）

【現 行】

監理技術者の配置が必要となる下請契約の
請負代金額は4,500万円以上（建築一式工
事にあつては7,000万円以上）

※ 特定共同企業体による場合も同様

【改正後】

監理技術者の配置が必要となる下請契約の
請負代金額は5,000万円以上（建築一式工
事にあつては8,000万円以上）

※ 特定共同企業体による場合も同様

- (4) 情報通信技術を利用した「書面提出」の促進 等

- (5) 余裕期間を設定した工事における現場代理人及び監理技術者等の配置要件の緩和

2 関係規程等の改正

- (1) 現場代理人及び技術者その他工事現場に設置する者等の取扱いについて
(※「現場代理人の兼任に関する取扱いについて」の全部改正)
- (2) 配置予定技術者の取扱いに関するガイドライン
- (3) 一般財団法人札幌市住宅管理公社工事等共同企業体取扱要領
- (4) 一般財団法人札幌市住宅管理公社建設工事請負契約約款

3 適用日

令和7年8月1日以降に公告又は指名（見積）通知する契約案件から適用。

なお、適用日において契約工期中の案件については、同日以降、改正後の前記2(1)から(3)を適用可。

【問い合わせ先】

(一財) 札幌市住宅管理公社 総務部 総務課 契約担当係

電話 011-211-3381